

寄 附 行 為

学校法人至学館

目 次

第1章	総 則	1
第2章	目的及び事業	1
第3章	役員及び理事会	1
第4章	評議員会及び評議員	5
第5章	資産及び会計	6
第6章	解散及び合併	8
第7章	寄附行為の変更	9
第8章	補 則	9

学校法人 至学館寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人至学館と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を名古屋市東区大幸南二丁目1番10号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に則り学校教育を行うとともに成長過程に応じた人間力の涵養を目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 至学館大学大学院 健康科学研究科

(2) 至学館大学

健康科学部 健康スポーツ科学科、栄養科学科、
こども健康・教育学科

(3) 至学館大学短期大学部 体育学科

(4) 至学館高等学校

全日制課程 普通科、商業科、家政科

(5) 至学館大学附属幼稚園

第3章 役員及び理事会

(役 員)

第5条 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従うものとし、この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 7 人

(2) 監 事 2 人

② 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

③ 理事長は、理事のうちから理事会の議を経て副理事長を任命することができる。副理事長の職務を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学 長
- (2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者2人
- (3) 学識経験者(学長又は評議員である者を除く)のうちから、理事会において選任した者4人

② 前項第1号及び第2号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又

は役員配偶者若しくは3親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

② 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

③ 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

④ 前項第6号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

⑤ 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とす

る。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- ② 役員は、再任されることができる。
- ③ 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は副理事長にあつては、その職務を含む。）を行う。

（役員補充）

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1カ月以内に補充しなければならない。

（役員解任及び退任）

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、

て、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- ② 役員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

（理事長及び副理事長の職務）

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- ② 副理事長は、理事長を補佐し、この法人業務を分掌する。

（理事の代表権の制限）

第12条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長職務の代理等）

第13条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された

理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（責任の免除）

第14条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を

行
うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要

と
認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び

一

一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第 15 条 理事（理事長、副理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）

又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じ

た損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意で

かつ重大な過失がないときは、金 100 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用す

る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(理事会)

第 16 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

② 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

③ 理事会は、理事長が召集する。

④ 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請

求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。

⑤ 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項

を書面により通知しなければならない。

⑥ 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限

りでない。

⑦ 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

⑧ 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を

招集することができる。

⑨ 第 7 条第 4 項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事

の互選によって定める。

⑩ 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席し

なければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第 13 項の規定による除斥のため過半

数に達しないときは、この限りではない。

- ⑪ 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
- ⑫ 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ⑬ 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第 17 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第 18 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成

しなければならない。

- ② 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事 2 人以上が署名捺印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- ③ 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 19 条 この法人に、評議員会を置く。

- ② 評議員会は、15 人の評議員をもって組織する。
- ③ 評議員会は、理事長が招集する。
- ④ 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から、会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。
- ⑤ 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- ⑥ 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- ⑦ 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

- ⑧ 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることはできない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- ⑨ 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表を示した者は、出席者とみなす。
- ⑩ 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ⑪ 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- ⑫ 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第20条 第18条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければ

ならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処

分

並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退

職

手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員からの報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者
3人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、理事会において選
任
した者 2人
 - (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 10人
- ② 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第 24 条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることが

できる。

- ② 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第 25 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3分の2以上の議決により、こ

れを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- ② 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第 5 章 資産及び会計

(資産)

第 26 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 27 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- ② 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- ③ 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- ④ 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 28 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由
が
あるときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分すること
と
ができる。

(積立金の保管)

第 29 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託
し、
又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 30 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立
金
から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

第 31 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 32 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席し
た
理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、
同様とする。

② この法人の事業に関する中期的な計画は、5 年以上 7 年以内において理事会で定める期間ごと
に、
理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。こ
れ
に重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 33 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする
と
きは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会
計
年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 34 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

② 理事長は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意
見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 35 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書
及

び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければ
ならない。

② この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事
務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し
なければならない。

③ 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役
員
等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせること
が
できる。

(情報の公表)

第 36 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、
当

該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき
寄

附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の
部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第 37 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給するこ
と

ができる。

(資産総額の変更登記)

第 38 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 カ月以内に登記
しなければならない。

(会計年度)

第 39 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解 散)

第 40 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

② 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由

による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 41 条 この法人が解散した場合（合併又は破産による解散した場合を除く。）における残余財産は、
解

散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合 併)

第 42 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て文部

科学大臣の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 43 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を

得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

② 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出

席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 8 章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第 44 条 この法人は、第 35 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

(1) 役員及び評議員の履歴書

(2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、学校法人至学館の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 46 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この法人の変更当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 (理事長)	内 木 玉 枝
理 事	滝 兵 右 衛 門
理 事	佐 藤 豊 雄
理 事	国 松 豊
理 事	三 原 美 平
理 事	国 府 慎 一 郎
理 事	岡 戸 園 男
監 事	清 水 春 一
監 事	早 川 や つ

附 則

本寄附行為は、昭和 26 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

本寄附行為は、昭和 29 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

本寄附行為は、昭和 38 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

本寄附行為は、昭和 39 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

本寄附行為は、昭和 40 年 1 月 25 日から施行する。

附 則

本寄附行為は、昭和 40 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

本寄附行為は、昭和 50 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

本寄附行為は、昭和 53 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

本寄附行為は、昭和 53 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

本寄附行為は、昭和 54 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 54 年 6 月 21 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 58 年 3 月 18 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 62 年 10 月 20 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 63 年 1 月 5 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 2 年 4 月 23 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 4 年 3 月 19 日）から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 6 年 2 月 1 日）から施行する。

(経過措置)

2. この寄附行為施行の日の前日に在任する理事及び評議員の任期は、第 10 条第 1 項又は第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、当該理事及び評議員の従前の任期中、なおその地位にあるものとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 6 年 12 月 21 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 11 年 3 月 29 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 11 年 12 月 22 日）から施行する。

附 則

(施行期日)

1. 平成 14 年 8 月 13 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(中京女子大学人文学部アジア文化学科の存続に関する経過措置)

2. 中京女子大学人文学部アジア文化学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 2 号の規定にかかわらず平成 15 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 15 年 12 月 1 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 18 年 3 月 31 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 19 年 2 月 28 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 21 年 8 月 25 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

令和 2 年 3 月 18 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。